

朝倉市交通公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、朝倉市交通公園条例（令和4年朝倉市条例第5号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 朝倉市交通公園の利用時間は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 4月から10月まで 午前6時から午後6時まで

(2) 11月から3月まで 午前7時から午後5時まで

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。